宝達志水町下水道事業経営戦略

寸 石川県宝達志水町 事 業 名 農業集落排水事業 定 日 (改 定 前) 平成 令和 年 月 5 3 策定日(改 定 後 計 画 期 間 (改定前) 平成 年度 年度 令和 28 年度 平成 30 年度 令和 9 計画期間(改 定 後

1. 事業概要

(1)事業の現況

① 施 設

| 供用開始年度(供用開始後年数) | 昭和62年度(供用開始後 35年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 法適 (一部適用) |
|-----------------------|--|----------------------------|-------------------------|
| 処理区域内人口密度 | 15. 4人/ha | 流域下水道等への接続の有無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 7 処理区 | | |
| 処 理 場 数 | 7 施設 | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構 せて4処理区を特定環境保全公共下水道事業 | | 保全公共下水道事業及び農業集落排水事業合わる。 |

^{*1 「}広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を付わない。)を指す。

② 使 用 料

| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金 10㎡まで1,800円/月 近量料金 10㎡を超える分: 1㎡につき230円 ※消費税抜(以下、同じ) | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|---------|---------|--|--|--|--|--|
| 業務用使用料体系の 概要・考え方 | 同上 | | | | | | | | |
| 条例上の使用料*2 | 令和元年度 4,100円 | 実質的な使用料*3 | 令和元年度 | 4,068 円 | | | | | |
| (20 m³あたり) | 令和2年度 4,100円 | 大 員 m な 皮 n h h k s (2 0 m あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 令和2年度 | 4,087 円 | | | | | |
| ※過去3年度分を記載 | 令和3年度 4,100円 | 令和3年度 | 4,024 円 | | | | | | |

- *2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
- *3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

(2)民間活力の活用等

| | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 令和3年度より特定環境保全公共下水道事業を含む処理場及びマンホールボンプ場の維持 管理業務における包括的民間委託を導入している。 |
|---------|---------------------------------|---|
| 民間活用の状況 | イ 指定管理者制度 | 本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。 |
| | ⊅ PPP∙PFI | 本町では、平成28年度に策定した宝達志水町公共施設等総合管理計画に基づき、積極的に PPP及CVPFIを推進しサービス水準の維持や財政負担の軽減に努める方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。 |
| * * * H | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 事業規模が小さいこと、エネルギー利用に見合う資源が乏しいこと等が要因で費用対効果が悪いため、行っていない。 |
| 資産活用の状況 | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 当該事業において取得した下水道用地のうち活用可能な規模の未利用土地は存在せず、また、処理場施設の上部空間利用も行っていないため、該当はない。 |

- *4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表 (「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について) (公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和4年度に公表した、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付している。

【当該事業の経営分析総括】 経費回収率は、面整備が概成していること、水洗化率が高いことが要因となり、類似団体平均と比較して高くなっている。 汚水処理原価は施設利用率が低いにもかかわらず類似団体平均を下回っており、その要因として民間委託を活用し維持管理費を抑制していることが挙げられる。 管渠改善率が低いのは、管渠の標準耐用年数が50年であるのに対し事業の供用開始からの経過年数が35年であり、更新が直近の課題となっていないためである。定期 的な点検・調査の実施により適切な維持管理を行っていく。

経営比較分析表(令和3年度決算)

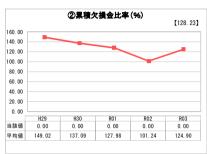
石川県 宝達志水町

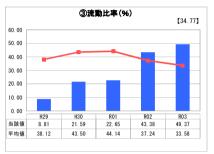
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法適用 | 下水道事業 | 農業集落排水 | F1 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) |
| _ | 57. 04 | 20. 91 | 88. 84 | 4. 510 |

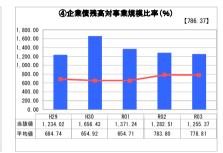
| 人口 (人) | 面積(km²) | 人口密度(人/km²) | | | |
|------------|--------------------|------------------|--|--|--|
| 12, 541 | 111. 51 | 112. 47 | | | |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km²) | 処理区域内人口密度(人/km²) | | | |
| 2, 591 | 1. 68 | 1, 542. 26 | | | |

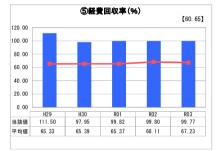
1. 経営の健全性・効率性





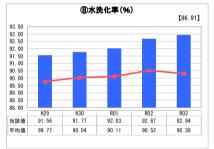




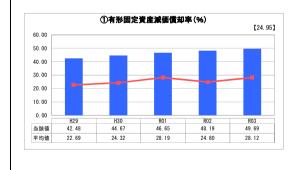


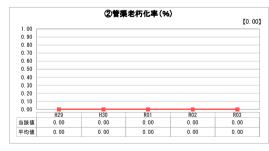


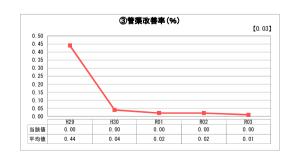




2. 老朽化の状況







※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)

類似団体平均値(平均値)

【】 令和3年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については、100%を超えているため、概ね良好な経営状況であるが、一般会計からの 線入金で収入を補っているためである。今後の人口 減少により、下水道使用料の減少が見込まれること から、下水道使用料単価の見直し及び経費削減が必 販である。

②累積欠損金比率については、0%となっているが、今後の使用料収入減少も見込まれるため、接続率の向上に努める。

3流動比率については、増加傾向であり類似団体より上回っているが、今後もさらに効率的な経営を行っていく必要がある。

17つていて必要がある。 なお、R1から大幅に比率が上昇しているのは、R2同 様工事関係の支払が4月になったことにより、未払

金が増となったためである。 ④企業債残高対事業規模比率については、他団体を 上回っており、適正な企業債発行と使用料単価の見 直しを検討する。

。 ⑦施設利用率については、類似団体を下回っている ため接続率の向上に努める。

⑧水洗化率については、類似団体を上回っている が、今後も引き続き接続率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率については、増加傾向に あることから、計画的に施設の更新を図る。

②管路老朽化率については、耐用年数を超えた管路 がないことから0%となっているが、定期的に点 様・調査を実施していく。また長期的には管路の耐 農化を行うため、効率的な維持修繕や改築更新を行

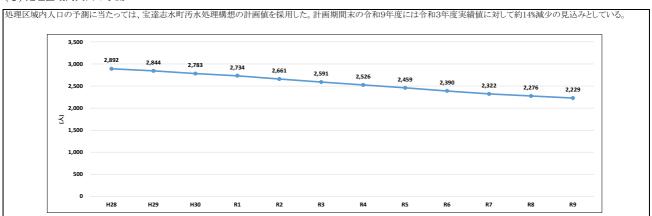
③管渠改善率については、0%となっているが定期 的に点検・調査を実施していく。

A##

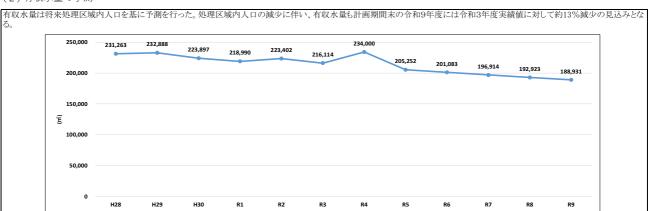
今後の人口減少により、使用料収入の減少が見込まれることから、適切な時期に計画的な施設の改築更新を行う。なお、事業効率化を図るため施設の統廃 合を進めていく必要がある。

2. 将来の事業環境

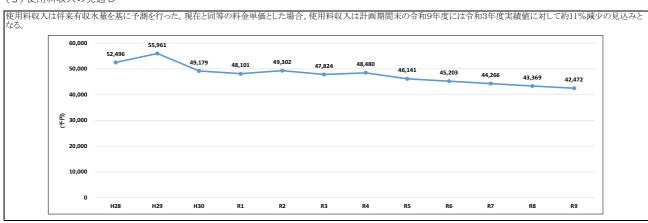
(1)処理区域内人口の予測



(2)有収水量の予測



(3)使用料収入の見通し



(4)施設の見通し

農業集落排水施設機能強化事業に基づく計画的な維持管理及び改築・更新を行う計画としている。

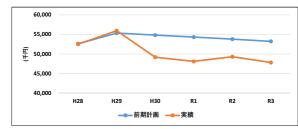
(5)組織の見通し

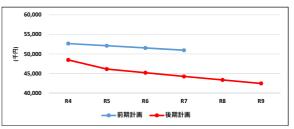
現時点では組織改革の具体的な予定はないが、今後も事業運営の効率化に向けて柔軟に検討していくこととしている。

経営の基本方針

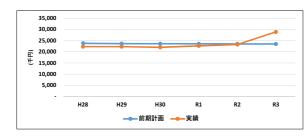
【前期計画の経営目標達成実績の評価】 (※当初計画は平成28年度~令和7年度までの策定)

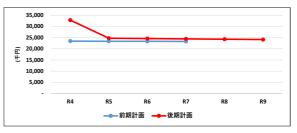
①使用料収入 使用料収入は、 当初経営戦略時より処理区域内人口の減少に伴う減収を見込んでいたが、実績では計画をさらに下回る結果となった。これを踏まえ、後期計画では 使用料収入見込みを前期計画より下方修正した。



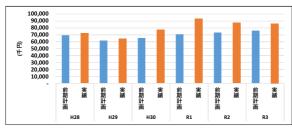


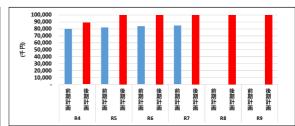
②経費 (維持管理費) 経費は、年により多少増減の振れ幅はあるものの、概ね計画どおりに推移している。後期計画では、今後下水道施設の老朽化が進み、突発的な施設の故障による修繕費の増加等を見込み、前期計画より上方修正した。





③他会計繰入金 他会計繰入金は、計画よりも事業費が増大しそれに伴い減価償却費が増えたこと、使用料収入が計画を下回ったこと等が要因となり、計画に対し大幅に増加する結果となった。今後も使用料収入の増収は見込めないことから経営状況はより一層厳しくなることを踏まえ、後期計画では前期計画より上方修正した。





【経営の基本方針】

【経営の基本方針】 前期計画の経営目標達成実績の評価を踏まえ、後期計画における経営の基本方針は以下のとおりとする。 1. 適切で計画的な事業執行 限られた財政の中、適切な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。 2. 安定した経営基盤の強化

2. 安定した経営基盤の強化 効率的な下水道事業経営のため、随時処理施設の統廃合や区域の見直しを行い、施設の効率化を図る。
3. 効率的な事業執行 業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。
4. 経費負担区分の適正化 基準外繰入金に依存しない財政基盤の強化のため、一般会計との経費負担区分の適正化を図る。
5. 持続的なサービスの提供 持続的な下水道サービスを提供するために、適切な更新計画を策定することで、世代間での格差が生じないよう更新投資額の平準化を図る。

投資・財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画) : 別 紙 の と お り ※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

【投資の目標に関する事項】

全体計画168haの面整備は平成14年度に概成しており、計画期間内においては新規拡張等の整備計画はなく、老朽化により必要となる設備等の更新については、適切な更新計画により事業の効率化や費用の平準化を図るものとする。

【管渠、処理場等の検閲・更新に関する事項】

農業集落排水施設の機能強化事業費を計上した。

【広域化、共同化、最適化に関する事項】 計画期間中の事業の予定なし。

【投資の平準化に関する事項】

更新事業においては、適切な更新計画により実施することで、事業の効率化や費用の平準化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標に関する事項】

使用料収入と一般会計繰入金(基準内)により財源が賄われることを目標としている。

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】 行政人口の減少に伴う水洗化人口の減少により、使用料収入も減少傾向の見通しとしている。なお、計画期間中の使用料の見直しは考慮していない。

東新事業については、国費と下水道事業債を充当するものとし、資本費平準化債については、元金償還額と減価償却費により算出した発行可能額での借入れを計画

【繰入金に関する事項】 総務省の示す地方公営企業繰出基準に基づき、毎年の他会計繰入金を計上した。また、基準内繰入金で支出が賄えない場合は、収支均衡となるよう基準外繰入金を

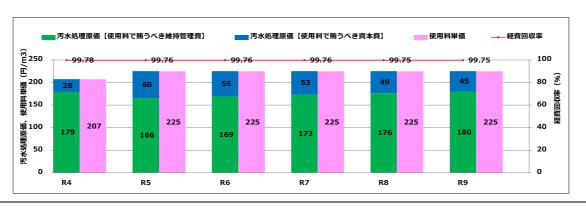
【資産の有効活用に関する事項】

当該事業において取得した下水道用地のうち活用可能な規模の未利用土地は存在せず、また、処理場施設の上部空間利用も行っていないため、計上していない。

【その他】

当該事業の供用開始からの経過年数が比較的浅いこともあり、主に面整備事業に係る多額の企業債が残っているが、資本費平準化債を活用することで他会計繰入金を抑制し、また、世代間での負担の格差が生じないよう努めている。

今後人口減少に伴う使用料収入の減少は避けられないが、民間委託を活用した維持管理費の抑制や、処理区統廃合による汚水処理効率の改善等の経営努力を行うことで汚水処理費を低減させ、経費回収率を現状維持する(または向上させる)ことを目標とする。なお、計画期間末の令和9年度の経費回収率は約100%で現状維持 となる見込みである。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間の活力に関する事項】 処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務を民間委託することで、職員数を最低限とし人件費の削減を図っている。

【職員給与費に関する事項】

大幅な組織改革はないものとして、令和4年度予算に対し毎年2%増となるよう計上した。

【動力費、薬品費に関する事項】

有収水量に応じて変動する費用として、過去6か年の有収水量1㎡当たり費用平均に将来有収水量を乗じて算出し計上した。

【修繕費に関する事項】 突発的な変動が見られるものの、費用実績は一定範囲で変動しているため、令和4年度予算額で固定し計上した。

有収水量に応じて変動する費用として、過去6か年の有収水量1m3当たり費用平均に将来有収水量を乗じて算出し計上した。

【その他】

既往分の減価償却費及び支払利息は、計画値を計上した。また、新規分については施設の耐用年数別に近年の実績より償還期間及び年利率を設定し、計上した。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
 - * (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
- ① 今後の投資についての考え方・検討状況
 - * 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | ①令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和20年度末までに特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業合わせて4処理区を特定環境保全公共下水道事業の今浜処理区へ統合する計画としている。 ②令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和22年度末までに下水汚泥の集約処理の可否について検討を行う計画としており、現在隣接市町及び広域圏と調整中。 |
|------------------------------|---|
| 投資の平準化に関する事項 | 当該事業における下水道の面整備は概成しており、新規整備予定はない。農業集落排水施設機能強化事業に基づく計画的な維持管理及び改築・更新により、更新投資額の平準化を図る。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 令和3年度より特定環境保全公共下水道事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入しており、今後も継続して実施予定。 |
| その他の取組 | 特になし。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| 使用料の見直しに関する事項 | 現状の使用料単価は、総務省通知等において最低限行うべき経営努力とされている使用料単価150円/㎡を上回っており、かつ、経費回収率が80%を上回っていることから、当面は使用料の改定は予定しない。次回の経営戦略更新時(令和9年度見込み)に、使用料改定の必要性に関する検証を行う。 |
|------------------------|---|
| 資産活用による収入増加 の取組について | 当該事業において上部空間利用が可能な下水道用地はない。また、処理区の統廃合により廃止となる処理 場の跡地については、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業運営への活用を検討する。 |
| | 他会計繰入金を抑制すること、世代間での負担の格差が生じないようにすること等を目的に資本費平準化 債を活用しているが、企業債残高の減少に伴い借入額を抑制していく。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、 PPP/PFIなど) | 令和3年度より特定環境保全公共下水道事業を含む処理場及びマンホールポンプ場の維持管理業務における包括的民間委託を導入しており、今後も継続して実施予定。 |
|--|---|
| 職員給与費に関する事項 | 業務委託を活用しながら最低限の人数で事務を行っており、人員削減は予定していない。 |
| 動力費に関する事項 | 処理区の統廃合に伴い廃止となる処理場の動力費の削減が期待される。 |
| 薬品費に関する事項 | 処理区の統廃合に伴い廃止となる処理場の薬品費の削減が期待される。 |
| 修繕費に関する事項 | 処理区の統廃合に伴い廃止となる処理場の修繕費の削減が期待される。 |
| 委託費に関する事項 | 処理区の統廃合に伴い廃止となる処理場の維持管理業務に係る委託費の削減が期待される。 |
| その他の取組 | 特になし。 |

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| 経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項 | 毎年度、経営分析により進捗管理(モニタリング)を行い、5年を目途に見直し(ローリング)を行うことでPDCAサイクルを効果的に回し、経営戦略の事後検証、更新等を実施する。 |
|-------------------------|--|
| | |

投資・財政計画 (収支計画)

宝達志水町下水道事業 農業集落排水事業 (単位:千円.%) 令和2年度 令和3年度 度 平成30年度 平成31年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 区 分 (実績) (実績) (実績) (実績) (A) 49 804 48.652 49.575 48.097 48.607 46.268 45.330 44.393 43.496 42.599 収 (1) 料 IJΔ 48 101 49.302 47.824 44.266 43.369 42.472 49 179 48.480 46.141 45.203 (2) 受 託 工 事 収 益 (B) 益 (3) そ 625 551 273 273 127 127 127 127 127 127 の 益 外 収 131.492 141.698 105.417 115.366 113.465 112.908 106.695 104.910 105.692 2. 営 106.349 的 (1) 補 助 61.344 57.209 55.149 64.881 62.668 64.034 60.542 59.144 59.872 59.022 会 計 補 助 61.192 62.558 58.381 54.087 50.485 61.878 59.066 57.668 58.396 57.546 他 補 助 収 の 2.963 3.122 4.664 3.003 1.476 1.476 1.476 1.476 1.476 1.476 金戻 (2) 長 前 受 70.148 84.489 50.268 50.485 50.797 48.874 46.153 45.766 46.477 46.670 മ (3) そ (C) 181 296 190 350 154 992 163 463 162 072 159 176 152 025 149 303 149 845 148 291 1. 営 132.240 126.623 125,482 134.611 137.346 128.040 122.841 121.411 123.147 122.654 (1) 職 4 768 4824 4 803 7 701 7 773 7.928 8 087 8 248 8 413 8 581 収 的 2.549 2.621 2.794 3.979 4.010 4.090 4.172 4.255 4.340 4.427 職 給 付 2.219 2.203 2.009 3.722 3.763 3.838 3.915 3.993 4.073 4.154 ത 益 (2) 経 22.033 22.664 23.290 28.909 32.849 24.771 24.618 24.465 24.318 24.170 7.837 7.848 7.518 8.047 6.989 6.847 6.705 6.569 6.433 収的 繕 1.087 690 1.917 3,639 3,636 3,636 3,636 3,636 3,636 3,636 料 14.137 13.855 17.223 29.213 9 13.098 14.146 14.135 14.124 14.113 14.101 支 (3) 減 却 105 439 99 135 97 389 98 001 96 724 95 341 90 136 88 698 90 416 89 903 2. 営 外 25,672 22.618 19,660 16,688 18,292 12,630 10.678 9.386 8.192 7.131 支 (1) 支 利 25.672 22,618 9.292 5.745 19.487 16.614 16.906 11.244 8.000 6.806 出 മ (2) そ 173 74 1.386 1.386 1.386 1.386 1.386 1.386 (D) 157.912 149.241 145.142 151.299 155.638 140.670 133.519 130.797 131.339 129.785 ж 計 (C)-(D) (E) 23.384 41.109 9.850 12,164 6.434 18.506 18.506 18.506 18.506 18,506 別 利 益 (F) 112 108 1 (G) 2,938 12 89 10 益 (F)-(G) (H) △ 2826 96 -△ 89 Δ9 当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) 9,850 20,558 41.205 12 075 6.425 18.506 18.506 18.506 18.506 18,506 繰越利益剰余金又は累積欠損金(1) 20.558 41.205 9.850 12.075 6.425 18.506 18.506 18.506 18.506 18.506 資 産(J) 33 116 32 544 74 318 84.260 84.260 84 260 84 260 84 260 84 260 84.260 11.250 12.819 11,258 30,387 26,121 26.121 26.121 26,121 26.121 26,121 153.368 143.659 171.321 170.682 142.656 121.824 120.563 117.899 108.506 102.561 うち建設改良費分うち一時借入金 136.478 138.164 137.698 131.107 126.244 107.809 106.693 104.335 96.023 90.762 うち 未 払 金 16.485 3.518 30.792 36,589 16,412 14.015 13.870 13.564 12.483 11,799 (I) 累 積 欠 損 金 比 率(- ×100) (A)-(B) 地方財政法施行令第15条第1項により算定した 不 営業収益一受託工事収益 (A)-(B) (M) 49 804 48 652 49 575 48 097 48 607 42 599 46 268 45 330 44 393 43 496 地方財政法による $((L)/(M) \times 100)$ 資金不足の比率 健全化法施行令第16条により算定した (N) 金の不 足 健全化法施行規則第6条に規定する(0) 消可能資金不足 健全化法施行令第17条により算定した 健全化法第22条により算定した $((N)/(P) \times 100)$ 資 金 不 足 比 率

7. 固定資産売却代金

A (A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額 (B)

純計 (A)-(B) (C)

うち職員給与費

企 業 債 残 高(H) 1,285,553 1,212,975

1. 建 設 改 良 費

78,048

78,048

104,612

104,612

11,732

141,050

141,050

1,156,011

45,733

8. 工 事 負

収 9. そ

的

投資・財政計画 (収支計画)

| 宝達志水町下水道事業 農業集落排水事業 (収支計画) (収支計画) | | | | | | | | | | | | | (単位:千円) | | | | | | |
|-----------------------------------|---|----|----|----|-----|-----|----|-----|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | _ | _ | | | 年 | | 度 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | | | | | | |
| | 区 | | 分 | | 分 | | | | | (実績) | (実績) | (実績) | (実績) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| | | 1. | 企 | | 3 | Ě | | 債 | 59,000 | 63,900 | 81,200 | 79,500 | 51,000 | 59,000 | 70,000 | 62,000 | 60,000 | 10,000 | |
| | 資 | | うち | 資 | 本 費 | 平 | 準化 | : 債 | 59,000 | 63,100 | 61,000 | 58,000 | 51,000 | 40,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 10,000 | |
| `Arr | | 2. | 他 | 会 | 計 | 出 | 資 | 金 | - | I | - | - | - | I | Ì | - | - | - [| |
| 資 | | 3. | 他 | 会 | 計 | 補 | 助 | 金 | 19,048 | 39,012 | 37,150 | 24,345 | 27,734 | 47,277 | 53,326 | 47,761 | 42,396 | 42,790 | |
| | 本 | 4. | 他 | 会 | 計 | 負 | 担 | 金 | - | - | - | - | _ | - | ı | 1 | 1 | - | |
| | | 5. | 他 | 会 | 計 | 借 | 入 | 金 | - | | - | - | _ | ı | Ī | - | - | - | |
| 本 | 的 | 6. | 国(| 都; | 道 府 | 県) | 補貝 | 力金 | - | 1,700 | 22,700 | 21,500 | 4,700 | 22,000 | 53,000 | 40,000 | 40,000 | - | |

125,345

125,345

43,121

83,434

83,434

8,200

1,016,977

128,277

128,277

48,500

949,733

176,326

176,326

112,500

911,924

149,761

149,761

86,000

867,231

142,396

142,396

82,000

822,896

52,790

52,790

736,873

| | 本 | 2. 企 第 | 賃 償 | 還 金 | 133,065 | 136,478 | 138,164 | 137,698 | 131,836 | 126,244 | 107,809 | 106,693 | 104,335 | 96,023 |
|---|------------|--------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 支 | 的 | 3. 他会言 | 十長期借刀 | 、返 還 金 | 1 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 1 | 1 | - |
| ^ | 支 | 4. 他会 | 計への | 支出金 | 1 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 1 | 1 | - |
| | 1 | 5. そ | の | 他 | - | - | - | ı | ı | ı | - | ı | ı | - |
| | 出 | | 計 | (D) | 133,065 | 148,210 | 183,897 | 180,819 | 140,036 | 174,744 | 220,309 | 192,693 | 186,335 | 96,023 |
| | 本的4 足する | | 本的支出額 (D)-(C) | (E) | 55,017 | 43,598 | 42,847 | 55,474 | 56,602 | 46,467 | 43,983 | 42,932 | 43,939 | 43,233 |
| | 補 | 1. 損益 | 勘定留 | 保 資 金 | 34,459 | 2,393 | 32,997 | 43,399 | 50,177 | 27,961 | 25,477 | 24,426 | 25,433 | 24,727 |
| | 塡 | 2. 利益 | 剰余金 | 処 分額 | 20,558 | 41,205 | 9,850 | 12,075 | 6,425 | 18,506 | 18,506 | 18,506 | 18,506 | 18,506 |
| | 財 | 3. 繰 起 | ユ 事 | 資 金 | - | 1 | ı | I | 1 | I | - | I | I | - |
| | | 4. そ | の | 他 | - | 1 | ı | 1 | 1 | İ | _ | 1 | I | ı |
| | 源 | | 計 | (F) | 55,017 | 43,598 | 42,847 | 55,474 | 56,602 | 46,467 | 43,983 | 42,932 | 43,939 | 43,233 |
| 袝 | 損 | 財源不 | 足額 | (E)-(F) | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 册 | 슞 | 計 借 | 入金残 | 高 (G) | | | | _ | | | | _ | | |

| ○他会計繰入金 | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 年 | 度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | | | | | | |
| 区 | 分 | | (実績) | (実績) | (実績) | (実績) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| 収益的単 | 又支 分 | | 58,381 | 54,087 | 50,485 | 61,878 | 61,192 | 62,558 | 59,066 | 57,668 | 58,396 | 57,546 |
| | うち基準内 | 繰入金 | 36,912 | 48,429 | 44,635 | 52,027 | 21,729 | 44,052 | 40,560 | 39,162 | 39,890 | 39,040 |
| | うち基準外 | · 繰 入 金 | 21,469 | 5,658 | 5,850 | 9,851 | 39,463 | 18,506 | 18,506 | 18,506 | 18,506 | 18,506 |
| 資本的場 | 又支 分 | | 19,048 | 39,012 | 37,150 | 24,345 | 27,734 | 47,277 | 53,326 | 47,761 | 42,396 | 42,790 |
| | うち基準内 | 繰入金 | 2,962 | 3,121 | 2,958 | 2,481 | 714 | 714 | 714 | 714 | 714 | 714 |
| | うち基準外 | · 繰 入 金 | 16,086 | 35,891 | 34,192 | 21,864 | 27,020 | 46,563 | 52,612 | 47,047 | 41,682 | 42,076 |
| 合 | 計 | | 77,429 | 93,099 | 87,635 | 86,223 | 88,926 | 109,835 | 112,392 | 105,429 | 100,792 | 100,336 |

1,097,813